

平成 2 9 年度東京都生活衛生審議会  
会議録

平成 3 0 年 3 月 2 8 日  
東京都福祉保健局

(午前10時00分 開会)

**○環境保健衛生課長** 大変お待たせいたしました。谷茂岡委員は、今、こちらに向かっているということですので、審議会を進行させていただきます。

ただいまから「平成29年度東京都生活衛生審議会」を開催します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本日は御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会は、現在の委員の皆様が御就任していただいてから初めて開催する審議会となっております。そのため、後ほど会長の選任をお願いしたいと存じますが、それまでの間、私、東京都福祉保健局環境保健衛生課長の木村が議事の進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、高橋健康安全部長から御挨拶を申し上げます。

**○健康安全部長** 皆様、おはようございます。健康安全部長の高橋でございます。

年度末の大変お忙しい中、本日は御出席賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より私ども東京都の生活衛生行政に御協力、御理解を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本日の生活衛生審議会でございますけれども、平成15年に本日御出席をいただいております池田委員が出席され、興行場の構造設備及び衛生措置の基準等について御審議いただいた以来の開催ということでございます。

委員の先生方にも既に御案内のことと思っておりますけれども、平成28年12月に行われました国の規制改革推進会議において、生活衛生の分野におきまして、宿泊事業の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応できるよう、旅館業施設の構造設備基準等の見直しを求める意見が出ております。

一方、無許可で営業する者に対しましては、規制の強化という方向が示されておりまして、これらの方向性を受けて、平成29年12月に旅館業法が改正され、公布されるに至っております。あわせまして、本年1月には同様の趣旨から、政令・省令も改正されたところでございます。

これらの改正内容を踏まえまして、本日は大きく2つの事項について御審議いただく予定でございます。

1つ目でございますが「旅館業の施設の構造設備の基準及び必要な措置について」でございます。

2つ目が「浴槽水に必要な衛生の措置について」でございます。

具体的な内容につきましては、既に委員の皆様が御案内を差し上げておるところでございます。その際、意見または御質問をいただいているところでございますが、後ほど担当より改めて御説明をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、さまざまなお立場から条例改正の考え方について御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

**○環境保健衛生課長** これからの進行につきましては、大変申し訳ございませんが、着席にて進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本審議会の設置趣旨等に関しまして簡単に御説明差し上げます。

東京都生活衛生審議会は、理容業や美容業、クリーニング業など、都民生活に密着した生活衛生営業について、衛生上、必要な措置の基準、許可にかかわる条件等に関する審議を行うために設置されております知事の諮問機関でございます。

本審議会では、広く都民の生活にかかわるさまざまな事項、営業に関する必要な衛生の措置の基準、許可等にかかわる条件、こういったものを審議していただくこととなっております。

なお、本審議会の資料並びに議事録は、原則公開することとなっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都生活衛生審議会条例に基づきまして、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。

本審議会の委員数は13名でございます。本日は11名の出席でございますので、会議が成立していることを御報告します。

続きまして、本審議会の委員及び事務局の職員を御紹介させていただきます。

まず、委員の方からでございますが、お手元の資料2の座席表をご覧くださいと思います。

私から見まして、右側、池田委員から始めまして、時計回りで御紹介させていただきます。各委員におかれましては、着席のままで結構でございます。

まず、学識経験者委員といたしまして、日本大学理工学部特任教授の池田委員でございます。

国立保健医療科学院生活環境研究部主任研究官の大澤委員でございます。

弁護士の三好委員でございます。

東京都議会議員の岡本委員でございます。

東京都議会議員の三宅委員でございます。

東京都議会議員の藤田委員でございます。

続きまして、営業者代表者委員といたしまして、公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター理事の齊藤委員でございます。

公益社団法人東京都環境衛生協会名誉顧問の佐藤委員でございます。

なお、齊藤委員と佐藤委員のお二方は、東京都の旅館業を代表する方としても御出席していただいております。

続きまして、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長の石田委員でございます。

利用者・消費者代表委員といたしまして、東京都民生児童委員連合会常任協議員の松尾委員でございます。

特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟会長の谷茂岡委員でございます。

なお、日本大学法学部長の池村委員、東京都生活協同組合連合会会長理事の竹内委員のお二方は、本日は欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

健康安全部長の高橋でございます。

健康安全部健康安全課長の荒畑でございます。

私は、先ほどより司会を務めさせていただいております健康安全部環境保健衛生課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきますが、それに先立ちまして、机の上に本日の開催通知を置かせていただいております。開催の手續に遅延が生じてしまい、皆様方には大変御迷惑をかけてしまいまして、申し訳ございませんでした。この場をかりておわび申し上げます。

本日の資料配付でございますが、次第にも書いてございますとおり、資料1～資料7-3、参考資料が1部でございます。

資料1は、委員名簿。

資料2は、座席表。

資料3は、この審議会を設置している条例でございます。

資料4は、本日の審議会の諮問事項となっております。

資料5は、A4横版、旅館業法及び同法政省令等の改正についての概要でございます。

資料6-1は、諮問事項1に関する説明資料でございます。

資料6-2は、諮問事項1に関する見直すべき基準の事項を一覧表にしたものでございます。

資料7-1は、諮問事項2の説明資料でございます。

資料7-2は、諮問事項2の見直すべき基準事項についての一覧表でございます。

資料7-3は、循環式浴槽の構造等の参考資料でございます。

参考資料は、法令関係資料集となっております。

資料は、以上、資料1～資料7-3、参考資料1部でございますが、不足はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、冒頭に御案内させていただきましたとおり、現在の委員の皆様で開催する初めての会議となりますので、会長を選任していただきたいと存じます。

本審議会の条例では、委員の互選により会長を選任することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

大澤委員、どうぞ。

**○大澤委員** メンバーの方をお見受けしますと、池田委員がいかがかと思います。

先ほど御紹介もありましたとおり、直近の平成15年の審議会にも出席されている唯一の方ということですので、いかがかと思います。

○環境保健衛生課長 ありがとうございます。

今、大澤委員から池田委員はいかがでしょうかという御発言がございましたが、皆様方がいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○環境保健衛生課長 ありがとうございます。

それでは、池田委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。

恐れ入りますが、池田委員、会長席に御移動のほどお願いいたします。

(池田委員、会長席へ移動)

○環境保健衛生課長 続きまして、審議会条例では会長を補佐する会長代行を、会長が不在のときに活動していただくよう選任するという規定がございますが、あらかじめ選んでおきたいと考えております。

これにつきましては、会長が指名するという形になってございますが、池田会長、どなたか御指名をされる方はいらっしゃいますか。

○池田会長 会長にならせていただきました池田でございます。

代行は、三好委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○池田会長 ありがとうございます。

○環境保健衛生課長 それでは、会長代行は三好委員にお願いしたいと思います。

三好委員におかれましては、会長代行席へ御移動をお願いします。

(三好委員、会長代行席へ移動)

○環境保健衛生課長 それでは、本日、平成29年度初めての審議会の開催でございますので、ここで池田会長より一言御挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○池田会長 ただいま会長に指名いただきました池田でございます。

皆様、年度末のお忙しいときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

不慣れなところもあるかと思いますが、一生懸命まとめさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○環境保健衛生課長 どうもありがとうございました。

これからの議事は会長にお任せいたしまして、議事の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○池田会長 承りました。

本日、知事から諮問がありました件に関しまして、事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

○環境保健衛生課長 それでは、木村から引き続き説明をさせていただきます。

お手元の資料4に諮問書の写しをつけさせていただいております。本日付の諮問となっております。

朗読させていただきます。

29福保健環第1500号

東京都生活衛生審議会

東京都生活衛生審議会条例（平成12年東京都条例第37号）第2条に基づき、下記の事項について諮問する。

平成30年3月28日

東京都知事 小池 百合子

## 記

### 諮問事項1 旅館業の施設の構造設備の基準及び必要な措置について

（諮問理由）

国の規制改革推進会議において、旅館業法に係る構造設備基準の規制全般について見直しが提言されたことを踏まえ、平成29年12月15日付けで旅館業法の改正が公布され、平成30年1月31日付けで旅館業法施行令及び旅館業法施行規則の改正が公布された。これらの改正は平成30年6月15日付けで施行される。併せて構造設備基準などの目安を示した、都道府県が行う規定整備のための技術的助言「旅館業における衛生等管理要領」についても改正された。これらにより、旅館業の種別の変更や客室等の構造設備基準の大幅な見直しが行われる。このことから、都における旅館業法施行条例に係る規定全般について見直しが求められている。

よって、旅館業の種別の変更・施設の構造設備基準及び営業者が講じなければならない必要な措置などについて諮問する。

### 諮問事項2 浴槽水に必要な衛生の措置について

（諮問理由）

都では、旅館業、浴場業における浴槽水に必要な衛生措置について、旅館業法施行条例及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（以下、「公衆浴場施行条例」という。）を制定し、指導等を行っている。

国が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」において、循環浴槽水の消毒方法として新たな知見が明記されたことや、浴槽の衛生管理が向上していることなどを背景に条例の見直しが求められている。

よって、浴槽水に必要な衛生の措置について諮問する。

諮問内容については、以上でございます。

○池田会長 ありがとうございました。

今回の諮問につきましては、事務局からあらかじめ委員の皆様への御説明などがあつたかと思いますが、改めて事務局から御説明をお願いいたします。

○環境保健衛生課長 それでは、説明をいたします。

資料5をご覧ください。旅館業法及び同法政省令の主な改正内容を示した資料でございます。

外国人旅行客の増加に伴う宿泊事業の拡大や宿泊ニーズの多様化を背景に、平成28年12月6日、規制改革推進会議において、旅館業規制の見直しに関する意見が提言されました。その中で、旅館業に係る構造設備基準の規制全般について、最適かつ最小の規制とする見直しが行われたところでございます。

資料の左下【改正旅館業法】におきましては、旅館とホテル営業の種別の統合、無許可営業者に対する立入検査権限の付与、罰金の上限の引き上げなどが行われました。

その枠の右隣【旅館業法施行令】では、最低客室数の撤廃や構造設備について、洋室客室要件を廃止し、規制の緩やかな旅館の水準への統一、また、玄関帳場の規定の緩和。

さらに右側に書かれております【旅館業法施行規則】におかれましては、宿泊者名簿の正確な記載の確保及び保存、旅館・ホテル営業施設の玄関帳場の代替設備などが規定されております。

いずれも本年6月15日に施行される予定となっております。

あわせて構造設備基準などの目安を示した都道府県が行う規定整備のための技術的助言「旅館業における衛生等管理要領」についても改正され、構造設備基準の数値基準が削除されるなどの改正が行われたところでございます。

旅館業法及び政省令等の改正によりまして、旅館業の種別の変更や客室等の構造設備基準の大幅な見直しが行われました。その構造設備基準は、現行法の旅館営業の構造設備基準の水準とするものとしております。また、法令等の改正の趣旨を踏まえ、都条例においても同様の方向性で、都における旅館業法施行条例に係る規定全般について見直すこととしたところでございます。

続きまして、諮問事項について御説明します。

諮問事項1及び2は、関連する内容でもございますことから続けて説明させていただきます。

資料6-1「旅館業の施設の構造設備の基準及び必要な措置について」をご覧ください。改正のあり方、方向性について御説明いたします。

なお、資料6-2は、諮問事項1に関連した見直すべき基準の事項を一覧表にしたものでございまして、資料の左側から、参考資料としてお配りしている法令集のページ、現行の旅館業法関係の都条例の条文、法令等の改正の内容、一番右には条例の見直すべき方向性について記載されておりますので、御参考としてあわせてご覧いただきたいと思っております。

「(1) 法令改正による旅館・ホテル営業施設の基準見直し」でございます。資料6

－ 2 の 4 ページの項目番号 18、5 ページの項目番号 19 をご覧ください。

項目番号 18 についてはロビー及び食堂、項目番号 19 については調理場についての記載でございます。

種別の統合によりまして、条例でホテル営業に必置として規定しておりましたこれらの設備については、旅館営業の基準に寄せるということで必置の規定がなくなったため、ロビー、食堂の構造設備等の規定を削除することを考えております。

調理場につきましては、食品衛生法の許可施設で、衛生の措置は同法により担保されておりますことから、旅館業法施行条例において重複して規定する必要がないと考えており、規定を削除することを考えております。

玄関帳場、フロントについてでございます。4 ページ、項目番号 17 をご覧ください。

旅館業法施行令の改正によりまして、ICT（情報通信技術）による代替が可能となったところでございます。現在、東京都の条例では、玄関帳場等が必置の規定となっておりますが、ICTを活用した場合は玄関帳場の設置は不要となることから、ICTを活用せず、玄関帳場を設置する場合について、玄関帳場の位置を示す規定へと見直すべきと考えております。

「（2）数値規定の見直し」でございます。

現行条例では、炭酸ガス濃度、照度、トイレの数、共同洗面所の数、客室の定員及び面積など、具体的な数値基準が定められておりますが、規制改革推進会議の緩和方針を受けた法令等の改正の趣旨を踏まえまして、改正された国の衛生等管理要領の規定に準じまして、数値的な規制から定性的な規定に改めるべきと考えております。

具体的には、資料 6－2 の 1 ページ、項目番号 2、項目番号 3、6 ページの項目番号 23、6 ページの項目番号 24。客室の定員及び面積等につきましては、2 ページの項目番号 6 となっております。このような項目につきまして、数値基準を廃止いたしまして、定性的な表現に改めていくべきと考えております。

このほか、国の衛生等管理要領の改正にあわせまして、条例規定の所要の改正を行いたいと思っております。

「（3）国衛生等管理要領からの措置規定の明文化」でございます。

1 つ目は、感染症予防の観点から、これまで行政指導で洗面所及びトイレの手洗い設備には石けん等を備えるよう指導を行ってきたところでございます。宿泊施設における感染症予防の一層の充実を図るため、国の衛生等管理要領に準じて、洗面所及びトイレの手洗い設備には、石けん、ハンドソープなどを備えるよう規定することを考えております。

2 つ目は、近年、宿泊施設における事故等が散見されていることから、玄関帳場等の設置義務がない簡易宿所営業及び下宿営業について、事故が発生したときなど、緊急時における迅速な対応を可能とする体制がとれることを明記することを考えております。

「（4）宿泊施設の多様化に対応する都独自規定」でございます。

改正法の旅館・ホテル営業施設は最低客室数が撤廃されたことから、1部屋から許可を受けることが可能となります。戸建て住宅や集合住宅の一室を活用するなどの多様な形態の宿泊施設の営業が可能となる一方、周辺住民とのトラブルの発生も懸念されるところでございます。周辺住民トラブルの防止の観点から、施設名称の掲示及び賃貸借契約書や管理組合等の承諾書等の添付を新たに規定すべきと考えております。

具体的には、旅館業を営もうとする施設についての土地及び建物の登記事項証明、または賃貸借契約書の写し、その他旅館業を営むために必要な権限を有する書類を許可申請時の添付書類として規定することを考えております。

以上が、旅館業の施設の構造設備基準及び必要な措置についての改正のあり方、方向性についてでございます。

次に、諮問事項2の「浴槽水に必要衛生の措置について」、改正のあり方、方向性について御説明いたします。資料7-1をご覧ください。

都所管の旅館業及び浴場業における入浴者の衛生及び風紀の保持については、旅館業法及び公衆浴場法、構造設備基準等を定めたそれぞれの東京都条例に基づき指導を行っているところでございます。

都内の浴槽の衛生的な管理が向上していることや、他の自治体の規制の状況などを踏まえまして、旅館業及び浴場業における浴槽水の衛生措置について見直すとともに、その他所要の改正を行うことを考えております。

「(1) 浴槽水の換水頻度の見直し」でございます。資料7-2の項目番号1及び2をあわせてご覧いただきたいと思っております。

現在、都では浴槽水は毎日換水するよう規定しておりますが、一方、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府等、多くの自治体においては週1回の換水を認めております。また、国の公衆浴場における衛生等管理要領におきましても、「毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合であっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃」と規定されておるところでございます。

多くの自治体が週1回以上の浴槽水の換水を認めている状況でございますが、浴場に起因するレジオネラ属菌の集団感染は全国的に見てもまれな状況でございます。配管洗浄の未実施や不適切な浴槽水の消毒等が主な原因となっております。

近年、都管轄の公衆浴場等におけるレジオネラ属菌の行政検査での検出率は、平成25年度以降10%を下回って推移しておりまして、レジオネラ属菌対策についての規定を追加した平成14年度の条例改正時に比べ、20ポイント以上減少しているところでございます。

これらの状況を踏まえまして、浴槽水の水質基準であるレジオネラ属菌が検出されないことなど、浴槽水の衛生が担保された上で、湯量の少ない温泉利用施設や連日使用型循環浴槽といった浴槽にあっては、週1回以上の換水を認める規定としたいと考えております。

循環式浴槽の構造設備の例を資料7-3に掲載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

「(2) 浴槽水の消毒方法の見直し」でございます。資料7-2の項目番号3及び4をあわせてご覧いただきたいと思います。

現在、都では、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つよう規定し、それによりがたい場合であっても、塩素系薬剤とその他の消毒方法の併用しか認めていないところでございます。

平成27年3月31日付の国の通知「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に、浴槽水の消毒方法としてアルカリ性等の水質でも消毒効果を発揮するモノクロラミンも使用できることが新たに明記されたところでございます。モノクロラミンにつきましては、資料7-3を御参照いただきたいと思います。

資料7-3に、モノクロラミンの用語の解説と、現在、主流になっております次亜塩素酸ナトリウムとモノクロラミンの性能の比較が書かれております。

現行条例下でも、モノクロラミンを使用するためには遊離残留塩素と共存されなければなりません。これにより、化学変化によって塩素臭が発生するなどの問題が生じております。臭気の問題を解消するためには、持続的な消毒が可能であるモノクロラミンを単体で使用できる消毒方法として認める条文とするよう規定を見直すことが必要となります。そのことを踏まえまして、単体として認めるように条文の規定を見直すべきと考えております。

以上が、諮問事項2の浴槽水に必要な衛生の措置に関する説明でございます。

そのほか、所要の改正といたしまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律が適用される公衆浴場施設の営業禁止時間の規定について、同法の規定が改められましたので、それに合わせるよう公衆浴場の都条例を改正することを予定しております。

なお、見直すべき事項の現在の条例の規定、改正の方向性については、資料7-2の項目番号5を御参照いただきたいと思います。

今回、改正を予定しております旅館業及び公衆浴場の東京都の条例でございますが、適用される範囲につきましては、八王子市、町田市を除く多摩地区及び島嶼地区となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○池田会長** ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がりましたが、各諮問事項などについて、委員の皆様から御質問、御意見を承りたいと思います。

御意見のある方、質問のある方は手を挙げていただきまして、マイクを係員がお持ちしますので、それをお持ちになって御発言をお願いしたいと思います。

御質問がある方はいらっしゃいますか。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 藤田です。

今回の条例改正は、旅館業法、ホテル業法の規制緩和につながると思うのですが、民泊との違いがどんなところにあるのかというのと、民泊がある中で、こういった規制緩和を行う目的はどういったところにあるのかを教えてください。

○環境保健衛生課長 ただいまの御質問は、民泊との違いと、今回の条例の改正がどう関連するかということでございます。

いわゆる民泊と言われているものにつきましては、一般の住宅を活用して人を宿泊させる行為でございまして、現在におきましては旅館業法が適用されるところでございます。

6月15日以降は、住宅宿泊事業法という新しい法律が施行されることもありまして、民泊については、住宅宿泊事業法による民泊と旅館業法の許可をとった民泊の2種類が想定されるところでございます。

具体的にどのようなところに違いがあるかでございますが、旅館業法の場合には用途地域の制限がございまして、営業施設が設置される場所の制約がございまして、そのほかといたしましては、営業の日数についての制限がないこと。処分の形態といたしましては、許可処分ということになっております。

一方、住宅宿泊事業法は、法律の中では用途地域に制限がなく、住居専用地域でも営業ができることとなっております。また、年間の延べ宿泊日数は180日が上限と規定されております。処分の形態といたしましては、届け出となっております。

なお、法律の中では、住宅専用地域ですとか、あるいは年間の延べ宿泊日数が180日までが上限となっておりますが、自治体によっては、条例を定めまして、宿泊事業が行われる地域の制限をかけた、あるいは年間の延べ宿泊日数の制限をかけた、あるいは地域もございまして、

ちなみに、東京都は、八王子市、町田市を除く多摩地区が所管となりまして、現在のところ、住宅宿泊事業法について条例は定めておりませんので、180日。住居専用地域での営業が可能となっております。

今回の旅館業法の改正と東京都条例の改正がどのような形で民泊に作用してくるかということなのですが、冒頭にも説明いたしましたとおり、今回の法律の改正は、宿泊施設の需要を満たすためと、多様な施設形態に弾力的に対応するということが大きな目的となっております。そのため、宿泊施設として、今まではホテルですと10部屋以上、旅館ですと5部屋以上というような規定があったのですが、その規定がなくなったことから、1部屋からでも営業ができるということになります。

そのため、民泊として許可を得やすくなったということで、現在、民泊を無届け、あるいは無許可で営業している方でも、6月15日以降は住宅宿泊事業法あるいは旅館業法のいずれかを活用して営業を行うことが可能となると考えております。

○池田会長 よろしいでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

○**藤田委員** 民泊と似たようなものがもう一個できるようなイメージがあるのですが、この間、民泊については、無届けの違法民泊が全国でもかなり増えたという実態があるので、こうしたことが旅館業法を使ってきちんと営業できるのか、届け出がどのくらい進むのかという疑問があります。これによって、どの程度の規制が、立入調査などの実態調査ができるのかというところが改善できればいいなと思うのですが、若干不安な部分があります。

現在、東京都が管轄している地域で、民泊は実際に何軒あって、そのうち、違法民泊はどの程度あるものなのでしょうか。

○**環境保健衛生課長** 東京都が管轄している地域での違法民泊の数ですとか、指導の状況でございますが、実際のところ、違法で民泊を行っている施設の実数は把握していないところでございます。

旅館業法に基づく指導は多摩地区の保健所で行っておりまして、住民の方から通報が入った場合には、その施設へ赴きまして状況の確認をいたしまして、営業者へ許可の取得の指導を行っているところでございます。

○**池田会長** よろしいでしょうか。

○**藤田委員** ありがとうございます。

○**池田会長** そのほかにもございますか。

齊藤委員、お願いします。

○**齊藤委員** 関連でございますが、今、藤田委員が言われたように180日の規制のある民泊よりも、規制のない簡易宿泊所の規定を使って宿泊業を営もうとする方の申請が増えていると思いますけれども、どのくらい増えているかわかりますか。

○**環境保健衛生課長** 新たに申請を行った場合でしょうか。

○**齊藤委員** そうです。

○**環境保健衛生課長** 数軒あると聞いておりますが、現在のところ、東京都の条例の中ではトイレの数の規定がございます。今、一般の住宅で行う場合でも最低2個は必要になっていまして、トイレの数が確保できないので許可が出せないというようなことが実際に起きております。

今回の改正の方向性といたしまして、トイレの数を数値基準から定性的な表現に改めるということを考えております。そのことによって、集合住宅あるいは戸建て住宅を活用した施設を使っただけで、いわゆる民泊、旅館業法の許可の取得も幅広く可能になっていくのではないかと考えております。

○**池田会長** よろしいでしょうか。

齊藤委員、お願いします。

○**齊藤委員** トイレの数を増やせば許可になると考えればよろしいのでしょうか。

○**環境保健衛生課長** 今回の条例の中で、東京都独自の基準といたしまして、添付書類

の規定を設けることを考えております。

添付書類の規定の中には、集合住宅、いわゆるマンションの場合では、管理規約で宿泊業を営んでいいということになっているか、あるいは住宅の契約の内容の中で又貸しですとか、宿泊営業を営んでいいという規定が書いてあるかどうかということ添付書類で求めまして審査を行っていくことにより、一定の規制がかけられるのではないかと考えております。

○**健康安全部長** 今のは、資料6-1の(4)に該当するものでございます。

○**池田会長** よろしいでしょうか。

○**齊藤委員** よろしいです。

○**池田会長** ほかにございますか。

大澤委員、お願いします。

○**大澤委員** 大澤です。

いろいろ項目はあるのですけれども、浴槽水に必要な衛生の措置についてお伺いします。資料7-1を拝見して、東京都は日ごろから非常に衛生管理については御尽力されていて評価できるところなのですけれども、今回、緩和ということでもちょっとお伺いしたいことがあります。

最近、レジオネラの検出率が下がっているということをおっしゃられているのですけれども、こちら辺はかなり事情が変わっている部分があるのではないかと思います。特に、数行下「浴槽水の衛生を担保しつつ」という条件つきで換水を認めるみたいに書いてあるのですが、「衛生を担保しつつ」というのは具体的にどういうことを指しておられるのか教えていただければと思います。

○**環境保健衛生課長** 衛生の担保についてございますが、浴槽水については人が入ることから汚れが生じるということで、現在、想定している内容といたしましては、大腸菌群数ですとか、汚れの度合いを示す指標となる過マンガン酸カリウムの消費量、濁度で水質の分析を行います。そのほか、レジオネラ属菌が検出されないことという規定もありますので、その部分が担保できるような管理を求めていきたいと考えております。

○**大澤委員** その管理というのは、どれぐらいの頻度で、どなたが、いつ、どういうように行うのでしょうか。

○**環境保健衛生課長** 現行の条例の規定では、営業者に対して、レジオネラ属菌について年に1回以上の検査を行いなさいというように規定しております。そのほか、東京都の保健所で、年に2回立入検査を行う一方で、1回は浴槽水を持ち帰りまして分析を行っております。その中で、衛生の措置が講じられているかどうかを確認していきたいと考えております。

なお、衛生の措置の担保という形になりますので、現在、営業者に対して水質分析を年に1回以上という指導をしているところでございますが、必要があれば行政指導によ

って2回以上の水質検査を求めることも可能と考えております。

○**大澤委員** 大体趣旨は了解したのですが、管理形態がかなり変わってくるのではないかと懸念して御質問させていただきました。ありがとうございました。

○**池田会長** よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

藤田委員、どうぞ。

○**藤田委員** 今の御質問に絡んでなのですが、厚生労働省で、1日に1回、それによりがたい場合には週に1回以上の換水でということになってはいますが、厚生労働省がそう定めている根拠となる研究などは何かあるのでしょうか。

○**環境保健衛生課長** 厚生労働省で、研究機関に委託しております厚生科学研究というものがあるのですが、その研究の中で1回の換水でも大丈夫だろうという見解が出ていると聞いております。

○**藤田委員** 私自身もちょっと疑問がありまして厚生労働省に問い合わせをしたのですが、実際、研究によって実証されているものがあるわけではなくて、各自治体で地方分権になっているので、余り厚生労働省のほうから規制をかけてはいけないということでこういった表現になっているのであって、それぞれの自治体の地域の実態を見て、条例で自由に定められるようにしているのだということでありましたので、一概に厚生労働省の要領に基づいた同じような規制緩和ではなく、管轄する地域の状況に応じた規制はきちんとかけたほうがいいのではないかとこの立場で発言いたします。

千葉県など、週1回以上での換水を既に条例の中に盛り込んでいる地域について、それを行い始めてから実際にどのぐらいの公衆浴場が週1回以上というか、毎日ではない換水の清掃方法に変えたのか。また、そういった浴場では、年1回の水質調査で、水質の変化がどの程度起きているのかなどの分析結果を、今回の条例の中では参考にした上で、一方的な規制緩和ではない形で検討していただきたいと思います。

○**環境保健衛生課長** 今、藤田委員から発言がありましたが、こちらといたしましても、営業者から申請があったら全てを認めるというわけではなく、衛生の措置が担保されたということが大前提となりますので、その部分は十分に審査をしていきたいと考えております。

○**池田会長** よろしいでしょうか。

○**藤田委員** はい。

○**池田会長** ほかにございますか。まだ御発言いただいていない委員の方などはいらっしゃいますか。

三好会長代行、どうぞ。

○**三好会長代行** 三好です。

先ほどの御質問にも関連するのですが、違法民泊の数自体は把握をしていないというお話がありましたけれども、近隣の住民の方から通報があったりして、保健所の職員の

方が実際に現地に行って指導をするケースもあるというお話でした。

新聞報道などによると、23区では、営業日数や、地域について上乗せ条例のような形で対応することを検討しているところが多いようです。都の条例の適用は多摩地域ということですが、23区内のトラブルやクレームの件数と多摩地域での件数に違いがあるのかどうか、都の方で具体的に把握なさっているのであればそれらの件数を教えていただければと思います。

**○環境保健衛生課長** 現時点での民泊に関する特別区と多摩地域、都が所管している地域での苦情の対比ということでございますけれども、多摩地域におきましてはほとんど苦情が入っていない状況でして、多摩地域を1にすると、特別区は100という比率になっております。

**○池田会長** よろしいですか。

**○三好会長代行** ありがとうございます。

**○池田会長** ほかにございますか。

**○環境保健衛生課長** 事務局から1点訂正がございます。

先ほど藤田委員から、厚生労働省で週1回の清掃を認めているということの根拠となるところで、厚生科学研究と発言したのですが、厚生科学研究についてはモノクロラミンの消毒方法としての活用についてでございます。厚生労働省のほうで言っている週1回の換水については、厚生科学研究ではなかったということで、発言の訂正をさせていただきます。

**○池田会長** 藤田委員、よろしいですか。

**○藤田委員** はい。

**○池田会長** たしかレジオネラ指針などには書いていなかったでしょうか。

では、事務局のほうで調べていただいて、何かわかりましたら藤田委員にお知らせいただければと思います。

**○環境保健衛生課長** わかりました。

**○池田会長** そろそろ出尽くしたということで、ここで10分ほど休憩を入れますか。

**○環境保健衛生課長** それでは、ここで10分ほど休憩をいただきまして、休憩中にこちらでただいまの意見をまとめたものを作成いたします。

では、10分間休憩をとりたいと思います。こちらの時計で11時5分まで休憩をいただきます。

**○池田会長** では、休憩に入ります。

(休 憩)

**○池田会長** 時間が参りましたので、審議会を再開します。

皆様からいただいた御意見の内容を踏まえまして、事務局で答申案を作成したとのこ

とですので、事務局のほうでよろしくお願ひいたします。

(答申案配付)

○**環境保健衛生課長** ただいま答申案をお配りしてございます。

答申案の構成でございますが、かがみが1枚、答申内容1につきまして、各委員から御審議いただきました内容をある程度反映したものとして答申案を作成しております。それが答申案1、答申案2という形で2枚の資料となっております。

基本的には、こちらのほうで御説明を差し上げました内容につきまして、審議会の答申という形で、語尾に「見直すべきである」という言葉をつけ加えて答申内容とさせていただきますと考えております。

内容につきましては、よろしいでしょうか。

○**池田会長** よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○**池田会長** どうもありがとうございました。

それでは、これで御了承いただきましたので、この答申を知事の代理者である笹井福祉保健局技監にお渡ししたいと思います。

笹井技監、よろしくお願ひいたします。

(池田会長から笹井技監に答申を手交)

○**池田会長** それでは、皆様方には長い時間御協力いただきまして、ありがとうございました。

無事終わったので、これからの進行を事務局にお願いします。

○**環境保健衛生課長** 池田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、本日は活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

閉会に当たりまして、笹井福祉保健局技監から御挨拶申し上げます。

○**福祉保健局技監** 東京都福祉保健局技監の笹井でございます。

本日は、長い時間にわたりまして、熱心に御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

ただいま答申を会長からいただきました。今後、この答申の趣旨を生かしまして、条例案を作成し、都議会に提出します。

本日は、さまざまな御意見が委員の先生方から出されました。いずれも重要な事項ですので、今回の条例改正への課題等とは別に、日常の行政実務の中にどのような形で取り入れることができるか研究していきたいと思ひます。

いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が2年後に迫り、東京を訪れる外国人旅行者や国内旅行者はますます増加するものと考えられます。

都民と東京を訪れる旅行者の方々が安心・安全に過ごせる都市を目指して、職員一同全力を尽くしてまいります。

委員の皆様方には、これからもそれぞれ御専門の立場から、都の施策に、御指導、御鞭撻をいただければ大変ありがたいと思っております。

本日は、誠にありがとうございました。

**○環境保健衛生課長** 本日予定されておりました議事は、これで全て終了いたしました。

改めまして、各委員の皆様方に賜りました円滑な議事進行に対しまして、心より御礼申し上げます。

本日の審議会は、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(午前11時13分閉会)